

令和2年度着手
令和7年度（第1回計画変更）

県営土地改良事業計画概要書
（経営体育成基盤整備事業）

ひし いけ かい こん 地区
菱池開墾地区

目 次

[県営土地改良事業の変更事項]	1
I 土地改良事業計画の概要	2
第1章 目的	2
第1節 事業の種類	2
第2節 事業の目的	2
第3節 関係地積	2
第2章 地域の所在及び現況	2
第1節 地域	2
第2節 地積	2
第3節 現況	3
第3章 基本計画	4
第1節 農業用排水施設整備（用水）	4
第2節 農業用排水施設整備（排水）	4
第3節 区画整理	4
第4節 暗きょ排水	4
第5節 環境配慮	4
第4章 工事又は管理の要領	5
第1節 工事	5
第2節 管理の要領	5
第5章 換地の要領	5
第1節 換地計画樹立の必要性	5
第2節 換地計画樹立の基本方針	5
第3節 土地改良法第5条第6項に規定する 国有地等の編入承認にかかる地積	8
第6章 費用の概算	9
第7章 効用	10
第8章 他の事業との関係	11
第9章 計画概要図	11
II 県営土地改良事業によって造成される 土地改良施設の予定管理方法	14
III 県営土地改良事業（菱池開墾地区）における事業費及び 事務的経費の負担区分の予定並びに地元負担の予定基準	15

[県営土地改良事業の変更事項]

1. 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	増減	備考
受益面積	26.0 ha	25.9 ha	△ 0.1 ha	編入除外は無い
区画整理工	26.0 ha	25.9 ha	△ 0.1 ha	編入除外は無い
事業費	922,000 千円	1,700,000 千円	778,000 千円	工雑事務費抜き
工期	令和2年度 ～令和7年度	令和2年度 ～令和9年度	2年	

2. 変更を必要とする理由

・受益面積の変更

本地区に地域の変更（編入・除外）は無いが、地区内の土地利用計画の精査（道路路線の追加）により0.1haの減が発生する。

・区画整理工の変更

区画整理工の事業量は、上記受益面積の変更に伴い、0.1haの減が発生する。

・事業費の変更

道路軟弱地盤対策工法の追加、プラスチック仮設道路の追加、購入土（用排水、道路）・客土材料価格の高騰、購入土量の増加の影響から、778,000千円（自然増等を除いた場合は628,400千円）の増が発生する。

I. 土地改良事業計画の概要

第1章 目的

第1節 事業の種類

県営経営体育成基盤整備事業

区画整理（土地改良法第2条第2項第2号区画整理）

第2節 事業の目的

本地区は、愛知県額田郡幸田町の北西部に位置し、一級河川広田川沿いに広がる水田地帯であり、水稻を中心とした営農が展開されている。

本地区の農地は、明治時代の開墾の際に整備されているが、区画は約10aから30aと小さく、道路幅員が狭い。また、末端の用排水路は堰板による水位管理に多大な労力を要しているとともに、老朽化により排水に支障をきたしている。

本事業は、区画整理による大区画化、道路拡幅、用排水路を整備することで生産性の高い優良農地を確保するとともに、農業の生産性の向上及び農地中間管理機構を介して担い手への農地集積を促進し、本地域の農業経営の改善と安定を図ることを目的とする。

第3節 関係地積

単位：ha

地目 時点	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
現況	26.6	0.6	-	27.2	3.4	-	-	30.6
計画	(22.0) 21.4	(4.0) 4.5	-	(26.0) 25.9	(3.8) 3.9	0.8	-	30.6

第2章 地域の所在及び現況

第1節 地域

額田郡幸田町

第2節 地積

((令和元年12月))

(令和7年12月現在)

市町 村名	現況 地目	田 (ha)	畑 (ha)	樹園地 (ha)	小計 (ha)	道水路 (ha)	非農用地 (ha)	その他 (ha)	計 (ha)
幸田町		26.6	0.6	-	27.2	3.4	-	-	30.6

登記簿面積

第3節 現況

(1) 地域及び土質等

本地区は、幸田町の北西部に位置した水田農業地帯であり、主に水稲が作付けされている。水田土壌は黒泥土壌粘土型(C21)、畑土壌は西尾統(-)の2系統である。

(2) 水利状況

用水は、広田川を取水源とし支線水路は地区内を囲むように開水路が整備されている。農地に接する末端の水路は用排兼用の組立柵渠であり、堰板による水位管理に多大な労力を費やしている。また、老朽化のため配水に支障をきたしている。

排水は、用排兼用の組立柵渠から菱池開墾排水機場により広田川に機械排水しているが、敷高不足等による排水不良が生じており、維持管理に多大な労力を費やしている。また、老朽化のため排水に支障をきたしている。

(3) 道路状況

主要道路は、地区の中央部を東西に横断する都市計画道路野場横落線があり、大半の地区内道路はこれに接続している。地区内道路(その他町道)は、幅員が狭小で車両の通行が困難な道路が多く、農作業機械の導入や営農活動に支障をきたしている。

(4) 営農状況

経営規模は1経営体当たり平均3.12haとなっている。水稲主体の農業地帯であるが、広田川沿いに畑が点在しており、蔬菜が作付けされている。

(5) 地域環境の概況

本地区は、広田川沿いに位置し、幸田町田園環境整備マスタープランにおいて全域環境配慮区域になっている。地区内には、鳥類、魚類、昆虫類等多種多様の生物が生息しており比較的良好な生息環境を有している。

第3章 基本計画

本事業の受益面積は、25.9haである。

(単位：ha)

事業名	田	畑	樹園地	計
区画整理	(22.0)	(4.0)		(26.0)
	21.4	4.5	-	25.9

第1節 農業用排水施設整備（用水）

該当なし

第2節 農業用排水施設整備（排水）

該当なし

第3節 区画整理

用水は広田川を取水源とし支線水路は地区内を囲むように開水路が整備されており、農地に接する末端の水路は用排兼用の組立柵渠であるが、堰板による水位管理に多大な労力を費やしている。

排水は敷高不足等により排水不良が生じており、営農に苦慮している状況である。

道路は幅員狭小のため、車両通行に支障が生じており、農作業機械の導入や営農に苦慮している状況である。

(26.0)

(20.8)

そのため本事業は、区画整理25.9haを計画し、水田部の区画形状は19.9haを大区画化(1.0)

(50a以上)、1.3haを中区画化(30a～50a)する計画とし営農条件を改善する。

用水は幹線水路及び支線用水路を全線パイプライン化してほ場まで配水する。

排水は組立柵渠にて改修を行う。また、乾田化に必要な敷高を確保し排水改善を図る。

道路は幅員5.0mに拡幅し、砂利舗装を行う。

上記のように用水路、排水路、道路等を一体的に整備することにより、営農経費を削減するとともに、生産性の向上を図り、農業経営の安定を図ることを目的とする。

第4節 暗きょ排水

該当なし

第5節 環境配慮

本地区は、幸田町田園環境整備マスタープランにおいて環境配慮区域となっており、地区内の排水路及び周辺には、多くの生物がみられ、良好な生物生息空間が確保されている。

そのため、施工時期は保全対象生物が少ない時期を選ぶこととし、また、濁水及び土砂流出の防止を図るとともに、低騒音・低振動・排出ガス対策型建設機械を使用し、周辺環境に配慮する。

第4章 工事又は管理の要領

第1節 工 事

工事は、県営経営体育成基盤整備事業菱池開墾地区として、
区画整理

(26.0)

整地工	25.9 ha
用水路工	4.1 km
排水路工	3.4 km
道路工	4.5 km

を施工する。

予定工期

着手	令和2年度
	(7)
完了	令和9年度(予定)

第2節 管理の要領

県営経営体育成基盤整備事業菱池開墾地区により造成される土地改良施設のうち、用水施設は幸田町及び幸田土地改良区、排水施設及び道路施設は幸田町が、農地及びこれらに付帯する施設は各受益者がそれぞれ管理する。

第5章 換地の要領

第1節 換地計画樹立の必要性

土地改良法第89条の2の規定による土地の区画形質の変更を内容とした事業であり、従前の土地について換地処分が必要となる。この換地処分を適正かつ円滑に進め、もって本地区の農用地の集団化、その他農業構造の改善及び土地利用の合理化を図る。

第2節 換地計画樹立の基本方針

(1) 従前の土地の地積の基準

換地交付の基準とする従前の土地の地積は、土地改良事業計画確定の日の登記簿地積とする。

ただし、上記の日から6か月以内に測量士、測量士補又は土地家屋調査士の測量した実測図及び隣接所有者の同意書を添付して幸田土地改良区へ申出があった場合は、その申出のあった地積とする。この場合、測量等にかかる費用は本人負担とする。

(2) 土地評価の方法

項目別配点方式： 土地の生産力及び収益力（自然条件）並びに利用条件等を調査項目とし、項目別に採点を現地にて、評価委員が評価する。

(3) 清算の方法

比例地積清算： 事業による増価額を従前の土地の地積に比例して配分するもので、1㎡当りの増加額に割り戻すことにより、各人別に換地交付基準額を算出し、各人の換地評価額と比較し清算する。

(4) 特殊地の取扱い

① 高圧線下地

従前が高圧線下にある土地については、換地は原則として高圧線下に交付する。ただし、道路に接していない袋地を避けるため換地の増減はありうる。

(5) 地区内ゾーン設定の取り扱い

換地選定を機会に優良農用地を確保し、高生産性農業の確立に資するため、地区の実情を踏まえ、地域ぐるみの合意形成を基礎にして、①育成すべき経営体への農用地の利用集積を行う区域（農用地利用集積促進区域）、②自家飯米等の作付けを行う区域を設定する。

(6) 地帯別、グループ別団地の設定と換地方法

① 地目別集団化

水田及び畑は、事業計画に示された地目別地帯へまとめて換地する。

② 農用地利用集積促進区域別集団化

地区内に育成すべき経営体への農用地の利用集積を積極的に図る区域（農用地利用集積促進区域）を設定する場合には、当該区域に関係する権利者の承諾を得るようにするとともに、当該地区内に換地が定められることを希望する者は、できるだけ当該区域内に換地が定められるようにする。

③ 畑の換地

従前の土地の用途畑については、工事後も原則として畑を換地するものとする。それ以外の用途畑への換地は、地区内の全所有者の水田所有地の面積割により畑面積を算出し全所有者に換地を配分する。ただし、所有面積が狭小な土地所有者については畑地の配分対象から除く。

(7) 一般の個人別換地の方法

① 集団化の目標

各農家の農用地は、できるだけ集団化するものとし、1戸当たりの団地数は、おおむね1～2団地を目標とする。

② 位置の選択

換地は、各人の従前の土地が最も密集した位置を中心として、おおむねその付近に集団化することを原則とする。

なお、育成すべき経営体への農用地の利用集積を図る場合には、(10)の「経営体育成方針の取扱い」によるものとする。

③ 区画の分割

ア. 換地は、原則として標準区画を単位に交付するが、換地すべき面積が標準区画に交付して余る場合又は標準区画に不足する場合は標準区画を分割して交付する。

イ. 標準区画の分割は原則として長辺に沿って分割するが、この場合、短辺の部分が10m以下にならないように配慮する。

ウ. 分割制限に達しない小面積の土地は、原則としてその土地を配分すべき位置に最も近い位置の端田区に交付するか、又は長辺が道路に接した区画を長辺と直角に分割して交付する。

エ. 分割後の区画は道路に必ず接するようにし、また水路にも接するように配慮する。

④ 小面積土地所有者等の土地の取扱い

地区内の従前の土地の面積が500m²に満たない小面積土地所有者等の土地は、その従前の土地に属するほ区内に長辺が道路に接した区画を長辺と直角に分割した特別区画又は従前の土地の位置に近い端田区を交付する。

⑤ 端数地積の増減

各人の換地交付基準地積に対して端数地積を増減することができる。

(8) 換地選定手順

換地の選定は、非農用地 → 特殊地 → 地目別地帯 → 農用地利用集積促進区域 → 一般個人別換地の順とする。

一般個人換地は、土地所有者の従前の土地が最も密集している位置の配列順序とする。

(9) 団体的集団化と個人別集団化との調整

個人別集団化は、原則として(6)の地帯別、グループ別団地の範囲内において行う。

(10) 経営体育成方針の取扱い

換地選定を通じて、育成すべき経営体の経営農用地を中心とした農用地の利用集積を促進するものとする。

(11) 配分調整のための余裕率

換地選定を円滑に行うため必要があるときは、選定過程において換地交付率に2%以内の余裕率をもって換地選定を行うことができる。

(12) 非農用地区域の取扱い

- ア. 異種目換地とする土地は、共同減歩の対象としない。
- イ. 異種目換地とする土地は、事業計画で定めた位置に換地する。

(13) 一時利用地の指定の方法

一時利用地の指定は、原則として換地計画原案に基づいて行う。
 ただし、地区の工事が数年にわたる場合には、一時的に換地計画原案に基づかない指定をすることができる。この場合は、換地委員会の決定を経て一時利用地を指定する。

(14) 清算金

- ア. 換地交付基準地積と換地地積に過不足が生じた場合、金銭により清算する。
- イ. 清算金の単価は、役員会等において決定するものとする。

(15) 非農用地の換地方法

区分 換地区	種類	非農用地区域 の位置の概略	面積 m ²	換地の手法	取得予定者
菱池開墾	揚排水機場 用地	額田郡幸田町大字菱池 字菱池地内	1,627	異種目換地	従前地所有者 (額田郡幸田町)
	導水路用地	額田郡幸田町大字菱池 字菱池地内	1,872	異種目換地	従前地所有者 (額田郡幸田町)
	町道用地	額田郡幸田町大字菱池 字菱池地内	4,217	異種目換地	従前地所有者 (額田郡幸田町)
	計		7,716		

第3節 土地改良法第5条第6項に規定する国有地等の編入承認にかかる地積

(単位：ha)

区分 用途	公 用 ・ 公 共 用 地				一 般 国 有 地	合 計
	国有地	県有地	町有地	計		
道路	-	-	2.1	2.1	-	2.1
水路	-	-	1.3	1.3	-	1.3
その他	-	-	-	-	-	-
計	-	-	3.4	3.4	-	3.4

第6章 費用の概算

(単位：千円)

事業名	事業費※1)	事務的経費※2)	合計
区画整理	(922,000)	(65,420)	(987,420)
	1,700,000	117,000	1,817,000
合計	(922,000)	(65,420)	(987,420)
	1,700,000	117,000	1,817,000

(令和元年度)

(令和7年度単価。消費税については10%で算定。ただし、物価変動により将来変動することがあります。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費、工事雑費。

第7章 効 用

(単位：千円)

区分 効果名	年総効果 (便益) 額	年総増加 農業所得額	備考
作物生産効果	(29,490) 33,568	(8,590) 5,511	
品質向上効果	(2,154) 2,291	(1,066) 1,152	
営農経費節減効果	(14,847) 20,738	(18,213) 24,365	
維持管理費節減効果	(△ 681) △ 557	(1,103) 1,682	
営農に係る走行 経費節減効果	(2,084) 2,385	-	
耕作放棄防止効果	(3) 4	-	
災害防止効果 (農業関係資産)	(-) 38,943	(-) 34,321	
地籍確定効果	(604) 834	-	
非農用地等創設効果	(2,294) 3,563	-	
国産農産物安定供給効果	(5,201) 7,313	-	
計	(55,996) 109,082	(28,972) 67,031	総便益額 (1,064,871) 2,547,242

<参考>

		(788, 050)
①当該事業費	:	1, 729, 377 千円
		(160, 124)
②その他費用	:	632, 597 千円
		(948, 174)
③総費用	:	2, 361, 974 千円
④年償還額	:	- 千円/年
④' うち機能向上分	:	- 千円/年
		(55, 996)
⑤年総効果（便益）額	:	109, 082 千円/年
		(7, 171)
⑥現況年総農業所得額	:	8, 756 千円/年
		(28, 972)
⑦年総増加農業所得額	:	67, 031 千円/年
		(46)
評価期間	:	48 年
割引率	:	0. 04
		(1, 064, 871)
⑧総便益額	:	2, 547, 242 千円
		(1. 12)
⑨総費用総便益比（⑧÷③）	:	1. 07 ≥ 1. 0
⑩総所得償還率（④÷⑥）	:	- ≤ 0. 2
⑪増加所得償還率（④' ÷⑦）	:	- ≤ 0. 4

第8章 他の事業との関係

（変更前）

該当なし

（変更後）

県営緊急農地防災事業 菱池開墾地区

本地区の基幹排水施設であり、令和3年度～令和5年度で愛知県により施工されている。

第9章 計画概要図

別添のとおり

Ⅱ. 県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法

1. 管理者

幸田町、幸田土地改良区、各受益者

2. 管理すべき施設の種類

関係地域において整備される施設のうち、用水施設は幸田町及び幸田土地改良区、排水施設及び道路施設は幸田町が、農地及びこれらに付帯する施設は各受益者がそれぞれ管理する。

3. 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

管理者の定める規程による。

4. 管理に要する費用の概算及び負担方法

(1) 費用の概算

(1,882)

年間管理費 約 1,908 千円

※ただし、物価の変動又は維持管理の程度により、経費は変動することがある。

(2) 費用の負担方法

必要経費は、管理者の定める規程により負担する。

5. その他管理方法に関する基本的事項

管理者が別に定める管理規程による。

Ⅲ. 県営土地改良事業（菱池開墾地区）における事業費

及び事務的経費の負担区分の予定並びに地元負担の予定基準

1. 土地改良事業に要する費用

	(987)
費用	1,817 百万円
	(922)
事業費 ^{※1}	1,700 百万円
	(65)
事務的経費 ^{※2}	117 百万円

(令和元年度)

(令和7年度単価。消費税については10%で算定。ただし、物価変動により将来変動することがあります。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号（設）農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費、工事雑費。

2. 負担区分の予定割合

(単位：%)

事業の種類	国庫負担	県負担	市町村負担	地元負担	備考
(事業費)					
区画整理	62.5	27.5	10.0	-	
(事務的経費)					
区画整理	-	100.0	-	-	

(注) 国及び県が負担する金額以外の負担金は、幸田町が全額負担する。

3. 土地改良法第91条の規定による負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の幸田町は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第6項の規定により、本事業によって受ける利益を限度として、これに相当する金額を愛知県に対し負担する。

4. 地元負担の予定基準

該当なし

5. 特別徴収金

この土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき、法第91条の2第6項第1号及び第2号のいずれかに掲げる者は、法第87条の3第7項において準用する同法第87条第5項の規定による当該事業の計画を定めた旨の公告した日から、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において、工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して、8年を経過しない間に、法第91条の2第6項第1号及び第2号のいずれかに該当する行為をした場合には、同条の規定により特別徴収金を徴収されることがある。